

		質問	回答
プロトコール	契約書	病院と薬剤師会と薬局の間で契約書が交わされるケースが多いと思うが、薬剤師会も間に入らず、病院と薬局も契約書を交わさなくてよいということであるが大丈夫なのか。	法的に病院と薬局間で契約書を交わさないといけないうことはありません。契約書の作成は任意です。プロトコールに基づく薬物治療管理(PBPM)は医師と薬剤師が事前に作成・合意したプロトコールに基づき、薬剤師が薬学的知識・技能の活用により、医師等と協働して薬物治療を遂行することです。よって、契約＝合意と捉えるのであれば、事前に病院薬剤師が合意しているため問題はありません。契約の意味が、薬局薬剤師がプロトコールに基いて行動することを約束するというのであれば、契約書を交わす意味はあるかもしれませんが、また、当院は薬剤部長が医師と契約をしており、疑義照会や事後報告の処理においても病院薬剤師が仲介しており、病院薬剤師が責任を持つ形になっています。薬剤師自身が患者本位で行動することができれば、契約書を交わさなくても適切な運用が可能と考えています。
プロトコール	日数変更	週1回錠剤等の日数の変更に関して、日数の減少のみで増加を認めていない理由はどうしてか。	残薬調整においても、処方日数の追加は認められていないことから、まずは減少のみとしました。今後の検討課題であると考えています。
プロトコール	代替調剤	錠剤の服用困難な患者の場合、粉碎調剤し、事後報告でよいのか。	薬学的に判断して問題ないと判断されれば粉碎で構いません。代替調剤報告書を翌営業日までに提出してください。なお、吸収等体内動態の違いが臨床的に影響が大きいと考えられる薬剤の場合は医師の判断を仰いでください。
プロトコール	残薬調整	残薬調整は事後報告でよいとのことであるが、残薬の状況に問題あるはどうすればよいか。	患者さんに対して、残薬が発生した理由、それを改善する方法の検討、服薬状況を改善するための指導を行った上で病院にも一報を入れてください。残薬調整報告書を提出頂いた上で、緊急性がある場合は電話を頂けるとありがたいです。
プロトコール	残薬調整	残薬調整報告書の残薬の理由に「別の医療機関で同じ薬品が処方された」とあるが、重複しているのに疑義照会しなくてよいのか。	現時点で重複している場合は、当然疑義照会の対象です。このチェックボックスは、過去に重複して処方された場合で、調剤されたものの自己判断等で服用をしなかったために、現時点で残薬として残っている場合を想定しています。
プロトコール	外用部位	新規処方で、軟膏等の外用薬使用部位について、患者の認識部位に疑問がある場合、患者の言うとおりで問題ないか。	問題ありません。疑義照会してください。
プロトコール	外用部位	軟膏等の外用薬使用部位について、患者の認識している部位が適応外である場合も、事後報告で良いか。	疑義照会してください。過去に疑義照会して確認済みであれば事後報告で構いません。

プロトコル	一包化	一包化、非一包化を実施した場合の理由はどのようなことを記載すればよいでしょうか。	一包化加算の算定には、一定の条件が必要です。調剤報酬上および薬学的に判断した上で、必要と判断された根拠を記入してください。非一包化の場合も、医師の一包化指示を覆すわけですから、その根拠を記載してください。
プロトコル	残薬調整	残薬調整は、次回診察日までちょうどの数に合わせればよいのか。	慢性疾患の場合、急な用事や災害等で受診できなくなった場合などを考慮し、1週間程度余分に持っておくことが推奨されます。患者個別の問題もありますので、患者さんと相談の上決定してください。
疑義照会	検査値	適切な調剤のためには検査値が必要である。患者に伺っても教えてくれないことがある。今後、処方箋に検査値を載せるなどの検討はされているのか。	検討はしています。いつからとは明言できません。調剤に必要な検査情報は病院から提供しますので、疑義照会してください。また、漫然とした投与になっている可能性が検査値がわからないので言いにくいという場合でも、トレーシングレポートで検査値の確認を依頼して頂ければ確認します。
疑義照会	その他	医師に直接疑義照会することは出来ないのか。	直接疑義照会したほうが早いとお考えであるのなら、そう感じられることがないように迅速に対応することに努めます。当院の場合、医師は100名以上在籍しており、非常勤医師も多数おります。そのような状況下で、医師に直接となると、変更後の対応などの体制構築が必要となります。現状、直接問い合わせさせて頂くと事務処理(電子カルテの修正が行われたい、行われたとしても会計の変更が行われたい等)に問題が生じますのでご遠慮ください。医師への直接問い合わせを求める声が多いのであれば検討に値しますが、対応に注意が必要な医師もいることから、普段接している病院薬剤師が対応したほうが適切な回答を得られると考えています。
疑義照会	その他	文章では伝えづらい内容の場合、電話をしてもよいのか。	原則FAXとさせて頂いていますが、お互い口頭での説明等が必要な場合もあろうかと思えます。補足説明のため電話して頂いても結構ですが、疑義照会の記録としてFAX用紙を電子カルテに保管しているため、FAXの送信は必須とさせて頂きます。